

# 相模原市大規模事業評価制度の概要

## I 大規模事業評価の目的

大規模な公共事業等は、市の財政に与える影響が大きく、市民の関心も高いものであり、また、一度実施されると途中段階での方向転換が困難であるという特徴がある。

こうしたことから、大規模事業の実施に当たっては、当該事業の必要性、妥当性等について検証し、市民や専門家などの意見を聴いた上で、慎重に事業の対応方針を決定することが大規模事業評価制度のねらいになる。

また、これら一連の過程を公表することにより、意思形成過程の透明化を図り、市の説明責任を果たしていくことも、本制度の重要な目的の一つである。

## II 大規模事業評価に関する用語の定義

- (1) 全体事業 …… 国庫補助対象事業については事業採択の単位、施設整備事業については一体として整備される施設及び附帯する事業（用地取得費を含む。）を単位として、事業の効果が一体として発現する事業
- (2) 公共事業 …… 市が実施主体となって実施する、道路、公園、土地区画整理、下水道等、社会資本整備全般の整備事業
- (3) 事業の着手 …… 事業実施について、市の意思決定（具体的には、事業の基本計画の実施に向けた庁議等）を行うこと

## III 大規模事業評価の対象

相模原市が事業主体である事業のうち、全体事業費が20億円以上の公共事業を対象とする。

また、市以外が事業主体の場合については原則的には対象外となるが、次の事業については評価の対象とする。

- 市が20億円以上の公共施設管理者負担金を支出する事業
- 施設等の取得又は賃借を行うPFI事業等で、市が20億円以上の対価（賃借の場合は、賃貸借契約期間内の賃料総額）を支払う事業
- 公共床の取得、賃借等市が20億円以上の財産取得（賃借の場合は、賃貸借契約期間内の賃料総額）を行う事業
- 市以外が実施主体で、実施に伴う費用のうち、市が20億円以上を負担する事業

※事業費には、当該事業完了後に見込まれる運営・維持管理に要する経費は含まない。

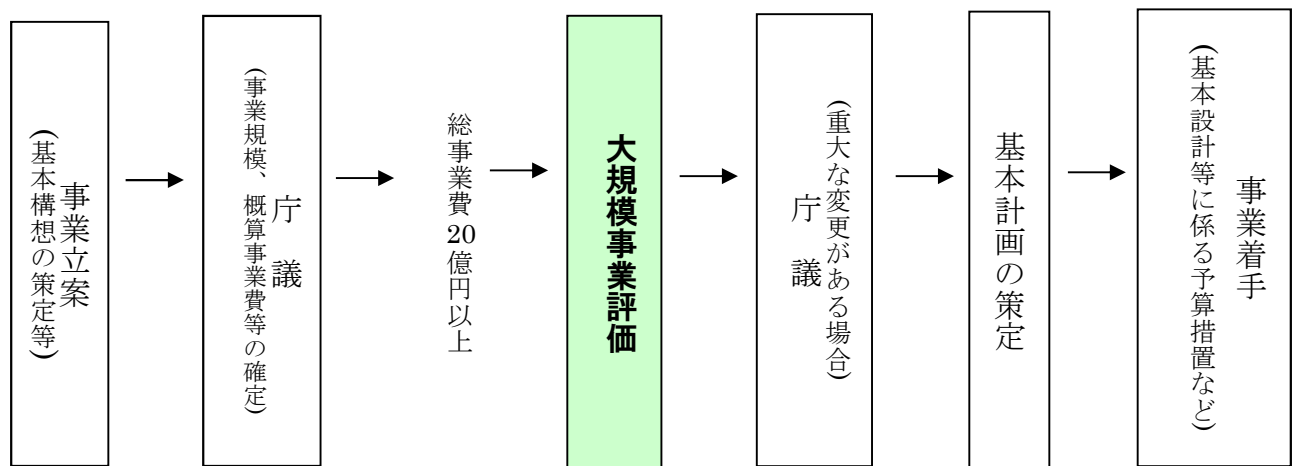
ただし、次の事業は、評価の対象としない。

- 既に都市計画決定されている事業
- 災害復旧事業
- 既存施設の改修・維持補修で、施設の主たる用途の変更を伴わない事業

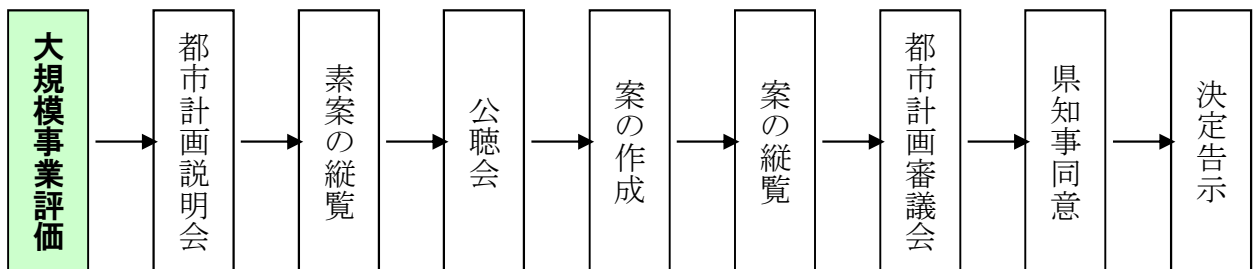
#### IV 評価を実施する時期

事業の基本構想策定後、事業の規模や概算費用などが明らかになった時点から、対象とする事業に係る事業着手のための経費（基本設計等に係る費用）を計上する年度の予算を編成する前までに実施する。また、都市計画決定の手続きが必要な事業については、都市計画説明会や素案の縦覧を行う前までには評価を実施しておくことが必要となる。

##### ＜評価の流れ＞



##### (都市計画決定が必要な事業)



#### V 評価の方法

評価の方法は、対象事業の事業費により、行政内部でのみの内部評価と、外部委員会における外部評価を併用する場合がある。

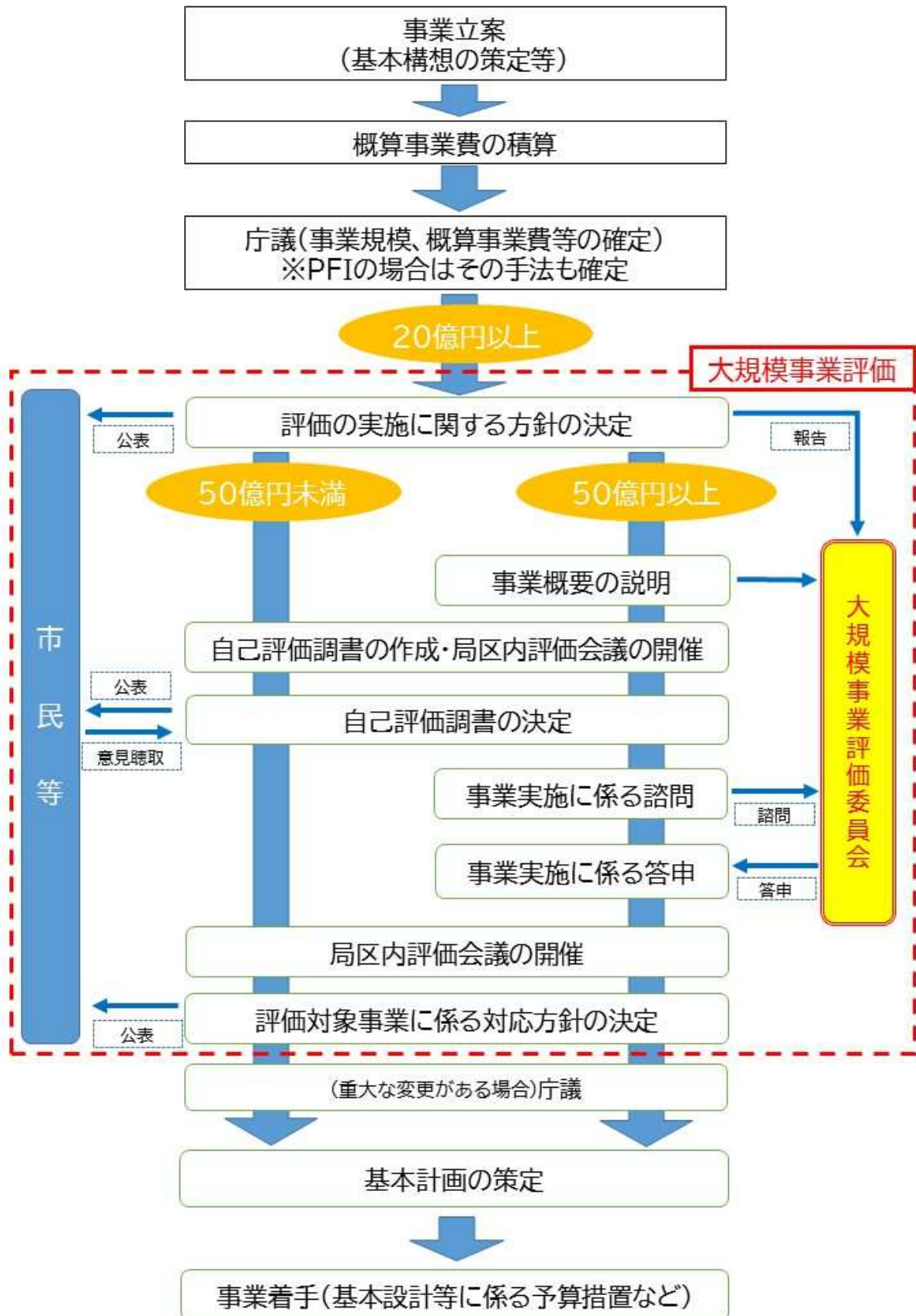
##### ○ 内部評価

対象事業の所管課が作成した自己評価調書に基づき、行政内部に組織する局区内評価会議で検討を行うもの。

##### ○ 外部評価

対象事業のうち、全体事業費が50億円以上の事業については、内部評価に加えて、専門家で組織する「大規模事業評価委員会」においても評価を行うもの。

＜大規模事業評価制度の流れ＞



## Ⅶ 評価の視点

評価を行う際には、主に次の6つの視点により行う。

- 事業の必要性 …… 公共が担う必要性及び市が実施する必要性
- 事業の妥当性 …… 整備手法、事業規模及び整備場所の妥当性
- 事業の優先性 …… 事業の着手時期の適切性
- 事業の有効性 …… 事業の有効性
- 事業の経済性・効率性 …… 費用及びその内訳の適切性
- 環境及び景観への配慮 …… 周辺環境・景観との調和、配慮等

## Ⅷ 評価結果の公表

内部評価において検討した「自己評価調書」について、市民に公表し、意見を聴くこととしている。内部評価結果及び外部評価結果に、市民からの意見を加えて、最終的な市としての対応方針を決定し、市民に公表する。

## Ⅸ 外部委員会

全体事業費50億円以上の事業に関しては、専門的な知識と経験を有する専門家等で組織する、外部委員会の検証によって客観性を確保する必要があるため、市長の附属機関として「相模原市大規模事業評価委員会」を設置している。

### ◆ 相模原市大規模事業評価委員会委員

(令和5年3月6日～令和7年3月5日)

氏 名	所 属 等
碓 井 敦 子	公認会計士
奥 真 美	東京都立大学 都市環境学部 都市政策科学科 教授
小 野 田 弘 士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科 教授
堀 内 勉	ものづくり大学 技能工芸学部 情報メカトロニクス学科 教授
吉 川 徹	東京都立大学大学院 都市環境科学研究科 建築学域 教授

※所属は令和6年10月時点